

裁判の公開と傍聴人の権利

塚原 英治 弁護士

目次

- はじめに
- 一 裁判の公開と傍聴人の権利
- 1 裁判の公開はなぜ必要か
- 2 裁判の実質的公開のために
- 3 傍聴人の権利
- 二 傍聴規制の根拠
- 1 訴訟指揮権と法廷警察権
- 2 法廷警察権の法令上の根拠
- 3 裁判所傍聴規則の問題性
- 4 「傍聴についての注意」の検討
- 三 傍聴規制の実態と批判
- 1 最高裁の秘密通達
- 2 大法廷の使用・補助席・立席
- 3 傍聴券を発行した場合
- 四 メモの規制
- 1 メモ規制の実態
- 2 メモは法令上禁止されていない
- 3 司法記者クラブ員と一般傍聴者間の差別の不合理性
- 4 メモの権利確立のために

はじめに

裁判の公開の問題が、最近国民の関心を集めている。傍聴は、一般国民と司法との重要な接点である。にもかかわらず、法律家はこれまでこの点についての説明を怠り、メモの禁止を含め、一般国民にはとうてい納得しえない慣行を放置してきたように思われる。

このような中で、裁判所は、傍聴規制をますます強化しているが、最近、新聞、雑誌や国会で問題が取り上げられるようになり、投書への回答、国会答弁などで、裁判所の考え方が明らかになってきた。その基本は、傍聴は権利ではなく、裁判の公開とは、誰れか一人でも傍聴人がいられる状態にすることであつて、それ以上のものではない、ということである。

後述するとおり、これらの裁判所の考え方には理論的にも弱点がある。不当な傍聴規制は、現在市民運動家などから強

い批判を呼んでいる。傍聴問題は多くの国民とともに開いていくテーマであり、この点を追及していくことは、強権的訴訟指揮に対する闘いの突破口ともなる。

自由法曹団司法問題対策委員会と全司法労働組合では、裁判の公開をめぐる問題について共同研究を進めてきた。本稿は右共同研究の成果を踏まえ、傍聴規制など裁判公開の実態を明らかにするとともに、裁判公開問題を傍聴人の権利の側から捉え直し、現状を改革する実践的な法理を構築することを目的としている。

実態の分析については、共同研究の成果、とりわけ自由法曹団が一九八一年一月から三月にかけて行った「傍聴規制の実態と裁判公開の原則に関するアンケート調査」および、それについての大熊政一弁護士分析によつて行っている。右アンケートについてはその後再調査を実施しており、全体を整理したうえで公表する予定である。なお傍聴規制について多くの問題を含む新左翼系事件の法廷の実態に

については十分な把握ができていないことをお断りしておきたい。

(1) もちろん小田中穂樹教授、鹿山英雄教授らの研究のようなすぐれた例外はある。特に小田中「裁判と国民」法律時報八〇年一〇月号は問題点を要領よくまとめられたものであり、本稿では重複を避けた点も多いので、是非参照されたい。

(2) 後述する全司法労働組合の傍聴規制はその端的な例である。藤森研「全司法労働事件」判例タイムズ四四二四二五二頁参照。

一 裁判の公開と傍聴人の権利

1 裁判の公開はなぜ必要か

傍聴規制の問題を考えるためには、まず、裁判の公開がなぜ近代裁判の原則とされているのかを明らかにしなければならない。アメリカ連邦最高裁判法のこの点に関する判示などを参考にしながら、簡単に整理してみよう。

〈裁判への監視、批判〉

第一は、国民の監視、批判により、公正な裁判を確保することである。とりわけて、刑事裁判において、裁判官の恣意・権限濫用から被告人を守ることであり、(一)公衆の監視と注視の下において不当な、また懈怠な行動をとることは彼(裁判官)にとってはすこぶる困難である(憲法三七条一項)。これが裁判公開の主要な目的であることは、多くの学説が一致して認めている。

裁判官のみならず、訴訟当事者、検察官、弁護士なども監視・批判を受ける。証人の偽証を阻止することや鑑定人の証言を担保することも公開の重要な役割である。アメリカでは、公開により、係争事実を知った者が証人として出廷する

機会が与えられる、ということも、公開原則の重要な根拠とされている。これは、やはり公正な裁判、正確な事実認定の根拠ということである。

さて、監視機能を果たさせるためには、裁判の自由が認められていなければならない。裁判の自由のないところでは、公開は「見せしめ」になつてしまふ。そして正しい裁判批判がなされるためには、正確な情報を与えられていなければならない。実質的公開が必要なのはこのためである。

〈国民の知る権利〉

第二は、国民の知る権利に配慮することである。これは国民の権利である(憲法八二条)。刑事裁判において、被告人が非公開を望んでも非公開にしないのは、このためである。国民は、誰れがいかなる理由で、いかなる証拠に基づいて処刑されるのかを知る権利がある。

裁判も国政の一環であるから、これが公開されることは民主制の要諦である。国会の会議公開の原則(憲法五七条一項)との関連は十分検討されてよい。憲法で公開が義務づけられているのは、「対審」と「判決」のみであり、評議は現行法上、秘密とされている(裁判所法

七五条)。評議を秘密にするのはそれなりに理由のあることだが、メキシコの最高裁判所のように評議を公開している例もあることは注目に値する。わが最高裁判所の評議が公開されていれば、国民審査の興味も大幅に違つてくることであろう。

ロッキード裁判、山崎正友裁判など、国民注視の事件にあつては、裁判は情報へのアクセスの手段としても重要である。

アメリカ合衆国憲法には日本国憲法八二条にあたる規定は存在しないが、連邦最高裁は、一九八〇年七月二日の判決で「刑事公判を傍聴する権利」は合衆国憲法修正二条(言論出版の自由)により保障されるとしている。同判決中のパーガ一長官の意見によれば「刑事公判を傍聴して、聞き、見、調査したことを伝達する権利」は「アクセス権」とも「情報を集める権利」ともいえるものである。

情報公開をめぐる論議の中で、裁判の公開がその典型であり、先駆的な制度であることが明らかになっている。国民には、実定法上訴訟記録の閲覧の権利まで保障されている(刑事事件の場合は確定後—刑訴法五三条。民事事件ではいつでも—民訴法一五一條)。これが裁判の公開を保障する憲法の規定に基づき、それを拡充するものであることは明らかである。

これまで、裁判の公開の規定は「特定

の国民に対し、法廷への立入権等の具体的な権利を保障するものでない」とさしたる根拠もなく解されてきた。しかし、「公判を傍聴する権利」が国民の知る権利の一つであること、公判情報にアクセスする権利として、法が個々の国民に記録閲覧請求まで認めていることからすれば、むしろ、憲法は国民に特定の公判を傍聴する権利を保障していると解するべきであろう。

〈国民の情報の確保〉

第三に、公開は、裁判に対する国民の信頼を確保するのに役立つといわれる。手続、内容が公正であれば、それを国民が知りうるからである。そうだとすれば、これは第一、第二の結果としての効果にはかならない。

第四に、裁判の公開は、国民の間に法律知識を普及し、法意識を強化するのに役立つとされる。この点は大陸法が公開主義を導入した理由の一つであつたようである。陪審制の教育的機能と同様に考へることもできよう。

第三、第四の理由からも、裁判の実質的公開、積極的公開こそが望ましいものになる。

(3) 鹿山英雄「E・J・ヴェットシュタイン」刑事訴訟における公開原則」判例タイムズ二三八号六頁は、この点についての興味深い論述を含む。また宮沢俊義「裁判の公開と報

道の自由』著述と裁判』二四二頁も古いフランスの学説を紹介してお

(4) Richmond Newspapers, Inc. v. Virginia, 448 U. S. 555, 100 S. Ct. 2814 (1980)

ジュリスト七三七号七〇頁の紹介による。市川正人「修正一条と公判への出席権」判例タイムズ四五〇頁一三頁も同判決の解説。なお、室町正実「公判前手続の非公開決定と傍聴権」判例タイムズ四四四号五〇頁をも参照。

(5) 奥平康弘「知る権利」二五九頁(注一)。注4掲記判決のブレナン判事の意見。

(6) 家永三郎「裁判批判」五二頁。

(7) カラマンドレイ「訴訟と民主主義」(小島二森訳)六七頁以下。

(8) 香城敏彦「傍聴人の地位」『公判法大系』

(9) 庭山英雄「裁判の公開」『刑事訴訟法の争点』一六八頁。

(10) 陪審制の教育的機能については、拙稿「ヨーロッパの裁判制度・上」本誌一五一号二三頁。

2 裁判の実質的公開のために

裁判公開の目的が以上のようなものであるとすれば、その目的を十分に達成するために、次のことが必要である。

④ テレビカメラの存在が法廷の静謐を害したり、当事者たちに心理的圧迫を与えたりすることを危惧する意見もあろう。しかし、テレビカメラは意外に静かなものである。心理的圧迫を受けることはあろうが、これは傍聴人の存在によって同じことである。傍聴席が特定の傍聴人たちによって占拠されているときにはテレビカメラがあつたほうがかえって心理的圧迫を和らげるかもしれない。

⑤ 「法廷のやりとりそのものを見聞することこそ、私達が罪と罰の重みを知り、法の精神を理解するために有意義なレッスンになるのではあるまいか。」入廷行列や法廷外での支援者の狂喜乱舞のみが裁判の視覚的イメージになることは望ましくないとはではない。

というのである。私はこの意見に賛同する。一番の問題は真実発見の障害になるか否かという点である。これはある意味で検証不能の問題であるが、アメリカでの実験がいちおうの参考になる。アメリカでは既に二一の州で法廷にテレビカメラが入っている。連邦最高裁も、一九八一年一月二六日、フロリダ州がテレビカメラを法廷に持ち込むことを裁判所規則で認めたことは、被告人の意

〈口頭主義〉

第一は口頭主義である。国民が裁判を監視し、批判できる(あるいは情報にアクセスできる)ためには、裁判が傍聴人に見てわかるものでなければならぬ。弁論のやりとりだけでは、傍聴人にはなにかなんだかわからない。これでは非公開と同じである(書類の閲覧を認めればカバーされるが)。

イギリスの裁判では完全な口頭主義が採用されているが、これは裁判公開のためである。イギリスの法律家は次のようにいう。証明、弁論、判決がすべて口頭でなされることにより、一般の人々も裁判所が得る資料をそっくり見聞できる。これによってはじめて裁判官の判断を監視・批判できるのである。逆に、判例所の訴訟資料取得が明白かつ公開であることから、裁判所の公平、適切、合理性への信頼が生まれる。また、口頭主義のため、裁判は見てわかる面白いものになる。これによって一般民衆の興味をつなぎとめることができる⁽¹¹⁾。

これは重要なことである。裁判の公開が、裁判の公正を担保し、国民の信頼を得るために本当に必要ななら、わかりにくく、つまらなく、傍聴しにくくしておいて、機会を与えた、傍聴しないのは国民の勝手だとするのは妥当でない。もちろん口頭主義の欠点はつとに指摘されており、イギリスの手続にも欠陥は

法上の権利を害しないとする判決を出している。フロリダ州でのテレビカメラ解禁の結果、「カメラ解禁反対論者が数え上げた幾多の混乱と不安は、同州における実施後の現実が、その杞憂であつたことを立証した」とい⁽¹²⁾う。

〈マイク・通訳〉

第三に、訴訟当事者、裁判官の発言が現実には聞きとれることが必要である。内藤国夫氏は、週刊文春の山崎裁判傍聴記で、検察官の冒頭陳述が、ほそほそ小さい声で読むためほとんど聞きとれず、翌日の新聞をみてはじめて理解できたことを書かれていた。これでは公開したことにならない。傍聴人に十分聞きとれるように、必要によつてはマイクを使うべきである。

ろうあ者が被告人となつて公判で、ろうあ者の傍聴人のために傍聴席で立ち上がつて手話通訳していた人々が次々に退廷させられた事件がある。被告人のための正規の手話通訳はおかれており、傍聴席での傍聴人への自主通訳が、審理妨害のおそれありとして禁止されたのである。難しい問題を合んでいるが、傍聴人のよく聴く権利との関連で検討されるべき問題である。

多かろう。しかし、裁判を一般国民が見てわかるものにしよつと努力は(陪審制に由来するものであるが)十分に学ばねばと考える。証拠調においても、調書の機械的な朗読が、争点を不明確にし、審理を散漫にしておいて理解を困難にするときは、要旨の告知(刑訴規則二〇三条の二)を活用すべきであろう。しかし、その場合でも、要旨の告知は、傍聴人が、証拠の内容を理解し、裁判官の判断を監視しうる程度になされねばならないのである⁽¹³⁾。

〈大法廷の使用、テレビ放映〉

第二に、ある特定の公判を傍聴することを希望する人が、できるかぎり多く傍聴できるようにすることが必要である。そのためには、大きな法廷を使うこと(作ること)、公判のテレビ放映を認めることが検討されるべきである。

民事の場合、近年多発している当事者多数の事件では、当事者すら裁判を傍聴することができないことがある。当事者は当該事件について誰れよりも強い関心を持つており、代理人の事実上の陳述についての更正権を持つている(民事訴訟法八四条)のであるから、代理人が出廷できさえすればよいとはいえない。また、最高裁小法廷では、バーの中の代理人席が五席しかないという。教科書裁判第二次訴訟上告審では、口頭弁論に出頭する予定の代理人が二〇名を越えるところか

〈メモおよび報道の自由〉

法廷で見聞したことを記録し、公表することが、表現の自由の保障に含まれることはいうまでもない(前掲アメリカ連邦最高裁判決参照)。現実には裁判を傍聴しうる者には限りがある以上、公判情報を伝達し、多くの国民が裁判を批判・監視できるようにするためには、正確な記録・伝達が不可欠である。そだとすればメモは裁判公開に基づく当然の権利といわなければならない。裁判所は法の根拠なくこれを制約しているが、その不当なことは後に詳論するところである。

裁判報道については多くの論述がなされているので、ここでは二点だけを指摘しておこう。戦前の日本では、公開裁判の報道自体が「朝憲素乱」になるとして新聞発行人が新聞紙法四二条で処罰されたことがある。大審院は明治憲法五九条の目的は「一般民人に裁判傍聴の機会を与え以て裁判の公正を保障せむとするに在り。敢て弁論の内容を聞知せしむることを以て目的とするものに非ず」としてこれを正当化した。裁判の公開は単に法廷における傍聴の自由を保障するだけだといふのであり、傍聴についても「機会を与えればよく、一聞知」できなくたってよい、というのである。「裁判の公正を保障せむ」とすれば、このような考えをとりうるはずはないのであるが、現在にまでつながらる裁判所の考えがはしな

ら、代理人席をどうするか問題となつた。傍聴席に座るとなれば一般国民の傍聴をそれだけ制限することになるからである。傍聴席を当事者だけで埋めてしまふのは、裁判公開の趣旨からして望ましくない。憲法裁判等複雑な事件においては常任弁護団が一〇名、二〇名となることは稀ではない。一定数の代理人席(当事者席)をバーの内側に確保するのは当然のことといえよう。

テレビ放映については、いろいろな問題がある。最近、市民の立場から、テレビ放映を認めるべきだとする桐島洋子氏の注目すべき意見が出されている⁽¹⁴⁾。

桐島氏の意見を要約すると、

① テレビには臨場感があり、新聞記者の目を通した主情的な記事からよりも多くのものを読みとれる。

② 被告人等をサリシモノにするのは人権侵害だといふ意見もあろう。

しかし、被告人はいずれにせよ、既にサリシモノになっているのだ(裁判前報道のほうが問題)。被告人にとつても、マスコミが勝手に塗りたくった犯人像をバラまかれるよりも、法廷を放映してもらつたほうがよい。法廷では、被告人はいいたいことをいうことができるからである。

③ そうするとテレビを利用して、スタンドプレーをする被告人、弁護士がでてくるかもしれないが、視聴

くも表れている点で興味深い。

裁判の公開が、その忠実な報道の自由を含むことは当然といわねばならない。ところが、香城判事はこれを否定し、英国の予備審問の例と前記大審院判例を根拠としてあげられる(注8)掲論文三三七頁)。明治憲法下の判例(しかもこのような内容のもの)を引用されるのは驚くほかない。

しかし、たしかに英国の予備審問は公開手続であるにもかかわらず、報道の自由が制約されている。そこでは、被告人の同意がないかぎり、被告人の氏名、犯罪事実等は報道できるが、証拠の内容は報道できない(一九六七年刑事裁判法三条)。

これは、公判が陪審裁判であるため、陪審員に予断をもたせないための配慮である。予備審問は公判前の手続であり、一九五二年法の下では、公開の法廷で行われることを要しないとされていたことからすれば、これをもって裁判の公開が報道の自由を含まぬとするのは行き過ぎだと思われる。

(11) メガリ「イギリスの弁護士・裁判官」(金子他訳)一九二頁、同一九九頁注四の訳者付記。

(12) 近藤完爾「明鏡」『乱録』四一頁。

(13) 庭山英雄「刑事裁判とテレビ放送」(植松遠居訳)『刑法と科学』(法律編)、同・前掲「裁判の公開」。

規則の内容は条文を見ればわかる。問題点は大田中・注(一)所掲論文一一二頁参照。なお、一条三号で「児童」の入廷が禁止できる結果、乳幼児を連れて母親の入廷も制限されることになることに注意すべきである。

規則の構造は次のとおり。第一条は裁判官に一定の権限を付与している。処置に従わない場合の効果は入廷禁止である。

第三条は傍聴人の遵守事項を規定する。これに違反した場合の効果は規定されていないが、それが「法廷における裁判所の職務の執行を妨げ」、または「不当な行状」にあたる場合(原則としてあたるとされるのであろう)は裁判長は退廷その他の命令を出すことができる(裁判所法七一条)。この命令に従わないときは、退廷命令なら実力強制、その他の命令なら退廷命令を出したうえ実力強制することになる。さらに各々の要件に該当するときは、裁判妨害罪による処罰、法廷法上の制裁が加えられる。

4 「傍聴」についての注意」の検討
現在全国ほとんどの裁判所では、庁舎、法廷入口付近に、「傍聴についての注意」「心得」などを掲示している。また、同じ文面を傍聴券の裏面に記載して

いる例もみられる(東京地裁、高松地裁、札幌高裁)。なお、大阪ではこれらの掲示がないという。

＜内容の分析＞

これまでに収集できたものを資料として掲げ、その内容について若干の検討を加えよう。

まず、東京地裁刑事部のもの(自由法曹団報告参照)。
内容の多くは裁判所傍聴規則に基づいている。一は一条三号、二は三条一号、五は三条三号、七は一条二号、八は三条四号。問題のあるものは三、四、六である。

三は規則三条二号を具体化したものと考えられるが、何の新聞か、また読み方により許される場合がある。当該裁判のことを報じた機関紙やビラを読むことは審理の理解を助けるものである。またメモをとる場合と同様、不体裁にならないようにものを読むことは可能である。

四のうち、録音、写真は刑罰規則二一五条のとおりだが、メモを許可制にするのは何の根拠もなく問題である。
六は規則三条四号の一内容であろうが、欧米のやり方にならって宣誓をする者のみが起立すればよいとする扱いをする裁判官もある。裁判所(部)によって扱いの違うものをこのように一律に記載することは問題であろう。
東京地裁民事部のもの(自由法曹団報

告参照)も、裁判所傍聴規則を引き写しているが、二・四では民事規則一一条に従い、メモを禁止事項から除外している点に注目すべきである。(福岡地裁、高松地裁のものにもメモ禁止事項がない)。

二・五は解釈が微妙だが、「ヘルメット、はちまき、ゼッケン、たすき、腕章、リボン」の着用が一律に禁じられているのか、具体的に裁判長から禁止された場合のみ不可となるのか、文章上は後者であろう。これらは規則一条三号の「相当な衣服を着用しない者」ないしは「不当な行状」にあたるかと解釈されている。この点の批判は小田中・前掲論文二二頁。

高松地裁のもの(資料2)は裁判所傍聴規則、法廷法を引き写したものであるが、規則三条の遵守事項に違反したときは退廷を命じられるとしている点(五)は注目すべきである。

＜法的効力＞

最高裁の秘密通達一一項は、「裁判所構内の適当な場所に傍聴人注意を掲示すること。」として、これらの「注意」の掲示を指示している。ところで、これらの「注意」は誰れが如何なる権限に基づいて作成しているのか、私にはまだよくわからない。千葉裕判事の論文には「傍聴人規則の文言を改善すべく裁判官が集まって協議をした」という記載があるから(25)、裁判官の協議で決められているのだ

判所の警備をめぐる問題点(1)「法律時報五二巻一―号八八頁。中山善男「法廷の秩序」『刑事訴訟法の争点』一七〇頁。
(24) 船田・前掲二四七―二四九頁。なお同二四九頁に司法行政上の監督がなされた事例として、横浜人民電報

三 傍聴規制の実態と批判

1 最高裁の秘密通達

傍聴規制を考えるとき逸することのできないものに、一九五二年一月二五日付最高裁判事総長通達「昭和二十七年一月開始の刑事裁判官会同において協議された法廷秩序維持に関する方針要綱について」がある。これは「なお要綱一五ないし一七は必要があればこれを明示しても差しつかえありませんが、右以外の方針は外部に漏れることのないようにお取り扱い願います」とされ、秘密通達と呼ばれている。

既に検討したとおり、法廷警察権は裁判長の専権であり、司法行政上の監督を受けるものではないから、右通達も法的には単なる参考資料にすぎない。かつ、以下に見るように右通達は必ずしも実務を指導しているとはいえないようである。

事件(一九四九、年休廷中に法廷を利用して決議をあげた)、吹田照と事件(一九五三年)が掲げられている。
(25) 千葉裕「法廷における傍聴人のメモ作成について」判例タイムズ二二八号八四頁。

なお、以下の分析は自由法曹団のアンケートに関する大熊政一弁護士の分析に全面的に依拠している。

2 大法廷の使用、補助席・立席

傍聴人多数の場合、その部が通常使用していない、より大きな法廷を使用させている事例がスモン訴訟、戸別訪問事件、労働事件などについて各地の裁判所でみられる。

大法廷の使用は認めないが補助席を入れる例もかなりみられる。立席を認めない例も数件報告されている。

これとは逆に大法廷の使用を認めない例、補助席・立席を認めない例も多い。東京地裁八王子支部の高津事件では使用法廷を、傍聴席六〇の大法廷から、一六の小法廷に一方的に変更したことが、

これらの「注意」がどのような効力をもちのかが問題である。メモ禁止事項やリボン着用禁止事項のように各裁判官によって見解が異なるものについては、職権の独立を脅すおそれがある。

「注意」自体はなんら裁判官を拘束しないとしても、これを読んだ傍聴人の方が自己規制するであろう。法廷入口や傍聴券の裏にメモ禁止事項が記載されていれば、メモを規制しない裁判官の部を傍聴していてもそれに気づきえないから、傍聴人はメモを自制してしまう。これは重大な問題である。

裁判所傍聴規則や法廷法などの条文を引き写しただけの「注意」が多いのは、こうした不都合を防ぐためだとすれば、十分意味のあることである。

(22) 平野電一「刑事訴訟法」一七〇頁。なお、最高裁判事総局も一般向けにはこのような説明をしている。
注(27)(28)参照。

(23) 司法行政権説には羽生田利朝「法廷警察権の研究」、岸盛一「訴訟指揮と法廷警察」、船田三雄「法廷警察権と裁判権の接点」。ただし、船田は異議申立を認める等、裁判権説に近い結論をとる。
また裁判権説には、井上正治「法廷警察」六八―七八頁。小田中・「裁判の公開と法廷秩序」法律時報五三巻三三六―三六〇頁。吉本廣昭「裁

配布方法は先着順、抽選、代表者にまとめて交付するものなどさまざまである。

＜空席ある場合＞

傍聴券を交付した場合、空席がある場合について、秘密通達は「傍聴券を発行した場合に、その所持者に限り入廷させること」(一〇項)としている。これは「開廷後傍聴者が急増加した場合に、混乱を避けるための一時的措置としてなされる場合」ともかく、一般的には合理性を認め難い。空席があるにもかかわらず、傍聴券をもたないとの理由で入廷を認めなかった例(東京地裁刑事部九部日石土田郎事件)が報告されているが、不当である。若席を認める例も五例報告されている。

＜交替、再入廷＞

傍聴券を融通しての交替は、多くの裁判所で認められている。傍聴人がトイレなどになつて、いったん退廷した後再入廷するのは自由な場合がほとんどである。ところが、秘密通達は「傍聴人が審理中に退廷したときは、報道関係者を除き、審理継続中に再び入廷を許さないよう考慮すべき場合があること」としている(三項)。理由は「傍聴人が公判中隨時出入りし、法廷外の群集に公判の状況を伝え、アジ演説をすることがあるから」(同項)という。「アジ演説」とは

もかくとして、傍聴席に入れない多くの
人々に「公判の状況を伝え」ることは傍
聴人の任務とさえいえるもので、非難さ
れるべき点はまったくない。

全額労務事件などは、傍聴人の再入
延、交替が禁止されている。禁止の理由
は明らかでない。法廷の静謐を維持する
ためとも考えられるが、これは、裁判官
が審理に集中できるようにするため、た
しかに必要なことである。しかし静謐を
害さない場合まで一律に禁止することは
できない。裁判の公開の点からは静謐を
害さない出入りが許容されるべきは当然
である。「現実には法廷では、一般的に、
審理中につきの事件の弁護人や被告人、
傍聴人が出入りしている実情にあるので
あって、傍聴券を発行する場合のみ、開
廷中の傍聴人の出入りを一律に禁止する
ことは根拠がない」(全額労務事件に關す
る東京弁護士会法廷委員会意見書)。と
くに休廷中の交替は右理由ではまったく
禁止できない。

4 メモ・録音・写真撮影・マイク

メモについては四でまとめて扱う。ス
モン訴訟や未熟児痲痺症事件で録音が許
された例がある。高津事件においても杉
山裁判官に交替する前は録音が認められ
ていた。秘密通達一七項は「ラジオ・新
聞等の報道機関の法廷における録音又は

かということとはもっぱら裁判所の裁量に
係ることなのだ」。

当然の権利でない行為は、法令に基づ
かずともどのように規制できるとする
考え方自体不当であるが、既に述べたと
おり、メモは裁判の公開および表現の自
由に基づく権利であるから、これを制約
するには十分な理由と法令の規定が必要
である。ところが、法令の規定は以下に
述べるとおりどこにも存在しない。

「メモは傍聴規制の対象から除外され
ている」

法廷警察権を定めた基本規定は裁判所
法七一条であるが同「条の規定を具体化
した解釈的规定」として民訴規則一一条
などがある。一九四八年に制定された刑
訴規則二二五条はメモや速記を規制して
いない。一九五六年に制定された民訴規
則一一条は「速記」については裁判長の
許可を必要とするとしたもののメモは規
制していない。さらに、裁判所傍聴規則
にもメモ、速記の規制はない。メモは規
制から除外されたのであり、それには十
分な理由がある。

「裁判所法七一条の対象にもならない」

メモ禁止について禁止を正当化する立
場から、まとまった論述をされている香
城判事は、メモは「裁判長の法廷警察権
(裁判所法七一条)の対象となり、その
裁量によって規制されることになる」と

放送は、これを許さないこと」としてい
るが、当事者の録音は許可することもあ
るといふ趣旨であろう。

写真撮影については、津地裁、長崎地
裁で、開廷前につき認められた例が報告さ
れている。なお、秘密通達一六項参照。
マイクの設置例については調査してい
ないが、秘密通達一五項は「拡声装置
は、裁判長の音量不足等により審判のた
め必要な場合に限りこれを取付けるもの

四 メモの規制

1 メモ規制の実態

自由法西団のアンケートによると、全
国の多くの裁判所(国法上の意味の裁判
所をいう。以下同じ)において一般傍聴
者のメモが禁じられている。ただし、認
められているところもかなりあり、同一
の裁判所内でも、裁判官によって扱いの
違(京都市地裁)も報告されている。
東京地裁でも傍聴人がメモをとって
何もいわれなかった例がいくつもある
が、このような場合認められているのか、気
がつかないのは不明である。メモを制
止するのは、裁判官が延滞であるが、理
由は述べていないものが多い(これは理
由を十分問ひ質してないためである
)。なかには「規則だから」と答えた

(30)

しかし、裁判所法七一条で規制される
のは「法廷における裁判所の職務の執行
を妨げ、又は不当な行状をする者」に限
られる。ところが、裁判所法の公権的解
説書がいうとおり、「法廷においてノ
トをとることは、特別の事情がないかぎ
り、裁判所の審理を妨げ、または法廷の
威信を傷つけるとは考えられない」。
香城判事は、強いてこれにあたるとし
て三つの理由をあげているが、小田中教
授が適切に批判されるとおり、いずれも
理由にならない。千葉裕判事も同様にメ
モ禁止の理由はないとされている。
またかりに裁判所法七一条により規制
しうるとしても、審理妨害になつたと
き、はじめに禁止の措置がとれるにすぎ
ない。事前の一律禁止は同条によつては
なしえないはずであり、この点で前述し
た東京地裁刑事部の「傍聴についての注
意」の記載は法令の根拠を欠くものとい
わねばならない。

3 司法記者クラブ員と一般傍聴 者間の差別の不合理性

周知のとおり、司法記者クラブ加盟の
報道機関については、メモが許可さ
れている。記者席に入れない場合は、一
般傍聴席でメモをとることが認められて
いるほか、立席取材が認められることも
ある。東京地裁では、記者クラブの腕章

とし、法廷外には取り付けないこと」と
している。かつて法廷外にスピーカーを
取り付け、審理の状況を法廷外の人々に
も聞ける状態にしたことがあったのを禁
止したものである。

(26) 山内道生「裁判所の庁舎管理・法
廷警備の強化と人権侵害の現局面」
労働法律旬報九六三号二九頁に二六
項全文が掲載されている。

例(東京地裁民事九部)、「裁判所で決
まっているので」と答えた例(同一六
部)があり注目される。

2 メモは法令上禁止されていな い

「メモ規制は個々の裁判官の裁量」

しかしながら、メモは許可制ではな
い。メモを禁止する「規則」などどこに
もないし、最高裁判務総局もメモを禁止
すべきか否かは個々の裁判官の判断事項
であつて国法上の意味での裁判所で決
めるべきことではないと繰り返して
いる。すなわち梅田晴亮広報課長は「メモ
を許すかどうかは、裁判長の訴訟指揮権
に属するものであり」とし、小野幹雄判

を付けた者にかぎり右の扱いをしてい
る。(31)

これは小野刑事局長の前記国会答弁に
よれば、「報道の自由あるいは報道の公
共性というような観点からこれは尊重す
べきである」ということで、包括的にその
方々に対しては「お許ししている」という
ことである。しかし、憲法二一条の規定
は「一般人に対し平等に表現の自由を保
障したものであつて、新聞記者に特種の
保障を与えたものではない」(最高裁大
法廷判決一九五二年八月六日)のである
から裁判所の扱いは一般人と司法記者ク
ラブ員を不当に差別するもので、違憲と
いうべきである。裁判官が、司法記者ク
ラブ員に対し、記者席を認めず、メモを
え禁止しようとした特異な事例もある
が、不当なことはいうまでもない。
司法記者のメモが一般に異論なく認め
られていることはメモを認めた場合の弊
害なるものが、大きなものでないことの
証左である。一般傍聴者のメモも当然認
められるべきものである。

4 メモの権利確立のために

既に繰り返して述べてきたとおり、メモ
は傍聴人の権利であり、これを禁止する
法令はない。
私のささやかな見聞の範囲でも、イギ
リス、西ドイツにおいては傍聴席に机が
あるほどであり、メモを禁ずることはな

事局長は「傍聴人のメモを禁止するかと
うかといふことは、それぞれの事件
を担当する裁判所(訴訟法上の裁判所を
いう)一筆者注)の訴訟指揮権、狭い意味
での法廷警察権に属すること、それぞ
れの裁判所がそれぞれのお考えでやつ
ておられることというふうに考えます」
「それぞれの裁判所の専権でございます
訴訟指揮権ないしは法廷警察権に基づ
くことでございますので、これがいいか悪
いかという論評は私の立場からは差し控
えさせていただきます」とい
う。(32)

「メモ禁止の根拠はない」

小野刑事局長は同じ国会答弁で、メモ
禁止の「一般的な根拠につきましては、
必ずしも私どもは把握しておりません」
という。メモ禁止の根拠のないことをは
からずも暴露したものが、疑わけてい
う。憲法八二条一項の公開とは、「公
判期日における手続を何人の傍聴も許す
状態で行うということであつて、これ
以上のものではない。したがつて、傍聴
人は、傍聴施設等物理的障害がない限
り、希望するときは、裁判を直接見聞で
きる。場合によってはそれを記憶して人
に伝えることも自由であるけれども、そ
の記憶を固定させるためにメモをとると
いうことまでは、当然の傍聴人の権利の
内容として含まれるものではないのだ。
そういうことで、あと、この許すかどう

い。フランスでもメモは禁じられていな
い。メモ禁止制を採っている国は寡聞に
して知らないところである。
したがつて私たちは、メモの権利を行
使し、これを制限する裁判所に対して
は、理由を問ひ質し、その理由のないこ
とを明らかにしていくべきである。現在
のところ、これは弁護士が裁判長の処分
に対する異議の形で争うほかはない。傍
聴人(国民)の権利の確立のために弁護
士の努力が要請されているように思う。

(27) 読売新聞一九七九年一月三〇日
朝刊気流欄。
(28) 衆議司法務委員会議事録第三号、
一九八一年三月三日、一〇、一一
頁。
(29) 最高裁判務総局「民事訴訟規則の
解説」三〇頁。
(30) 香城敏彦「傍聴人の地位」「公判
法大系」三四六頁。
(31) 最高裁判務総局「裁判所法逐条解
説」下巻三九頁。
(32) 小田中注(一) 所掲論文一三頁。
(33) 千葉裕「法廷における傍聴人のメ
モ作成について」判例タイムズ二二
八号。

(34) 赤城記者から次のような話を聞い
たことがある。ロッキード法廷でメ
モをとつていたところ、金裁判長か
ら禁止されたため、メモ許可の申請
をしたが、「司法記者クラブに入つ
ていなければダメ」と不許可にされ

た。書記官の上と、理由は、その
 するのが情状だから、機密に認め
 ると禁止がなくなるから等という。
 これを以て非難を關係のいくつかの事
 件ではメキが許可された例がある。
 最近司法記者クラブ員以外は一筆
 禁止というところでも指筆がされて
 いるのではないから。

(35) 『報部政界』裁判と報道「注せせ
 ナー増刊」『評論とマスコミ』二七八
 頁。

(36) 『読売新聞』一九八〇年四月二四日夕
 刊。東大文芸部長編者等年の進歩公
 判において、東京地裁刑事一三部判
 問答裁判長が、前日前記のやうな
 事実上の取材拒否を通告、司法記者
 クラブ側の抗議にあたり、取材希望七
 社に対し、五層の記者席を認めた
 が、残り二層を認めず立席取材も拒
 否したため、記者団は抗議のため注
 筆をボイコットした。

(37) 『雑誌』ヨーロッパの裁判制度・下
 本誌一三二号四一頁。

資料・傍聴について注

資料一 臨場聴取

- 傍聴についての注
- 一、傍聴人は裁判長の命令及び裁判所
 職員の手指示に従うこと。
- 二、服装などの点、はびきり、靴、

ケン、たすき、その他これに類するもの
 を着用しないこと。

三、法廷内に危険物、大きな荷物、
 旗、楯、ヘルメットなどを持ち込まない
 こと。

四、発言、放歌、拍手など騒がしい言
 動をしないこと。

五、調音中みだりに自席をはなれたり、
 不体な行いをしないこと。

六、許可を受けずして写真の撮影、録音
 または放送をしないこと。

右各項に違反した者は退席を命ぜられ
 または処罰されることになりす。

臨場法方裁判所規

資料二 高松地裁

傍聴についての注

一、傍聴人は入廷又は、退廷に際し裁
 判長の命令及び裁判長の命を受けた裁判
 所職員の指示に従わなければならないこと。
 二、傍聴券を發行した事件については
 傍聴券をもちこむ者の外は入廷でき
 ない。

三、命終時等の他法廷に於て所存する
 のき種世ならぬ種々なる物は法廷内
 へ持ちこたないこと。

必要があるとき認められたときは傍聴人の被
 服又は所持品を検査します。

四、前号の処置に従わない者、児童、
 相當の被服を着用しない者および法廷内
 に於いて裁判所の職務の執行を妨げ又は

不当の行状をすることを察するに足りる類
 似な事象が認められる者は入廷を禁じま
 す。

五、傍聴人は法廷内において次に掲げ
 る事項を守らねばなりません。

1、飲食、吸烟をしないこと。

2、鞆を叩きしめたり騒がしい言
 動をしないこと。

3、不体な行状をしないこと。

4、みだりに自席を離れないこと。

5、裁判長の命すること及び裁判長の
 命を受けた裁判所職員の指示するこ
 とに従うこと。

前項の事項を守らない者は退席を命ぜ
 られます。

六、法廷内において裁判所が法廷の
 秩序を維持するための命じた事項を行わ
 ず、もしくは弊った措置に従わず又は暴
 言、暴行、喧嘩その他不適當な言動で裁
 判所の職務の執行を妨害し、若しくは裁
 判の設備を著しく害した者は法廷若しく
 は退席に処せられます。

資料三 札幌地裁

傍聴についての注

一、併法廷内では、次の事項を守らな
 べし。

○服装を整えること。

○危険物、旗、プラカード、ヘルメッ
 プ、広声機などを持ち込まないこと。

○はきものは、ベッケン、たすき、鞆
 その他これに類する物を着用しないこと。

○発言、拍手など騒がしい言動をしな
 いこと。

○みだりに自席を離れないこと。

○許可を受けずして、写真をつつした
 り、メキをとったり、録音または放送
 をしないこと。

二、その他裁判長の命令および裁判所
 職員の指示に従うべき。

三、以上のことに従わなるときは、入
 廷を禁止され、または退席を命ぜられ
 るほか、罰金を科せられることになりま
 す。

なお、東京地裁刑事部・傍聴について
 の注、東京地裁民事部・注は、自由
 法團「裁判の実質的公開・傍聴権の確
 立のため」第14回研究会報告「に
 掲記してあるので」一九頁(本稿では重
 複を避けた)。